

恵那市こども園ALT業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、恵那市立こども園に通園する園児が、外国語指導助手（ALT）や保育教諭と一緒に英語遊びを楽しみ、人と関わることへの興味や関心を深めることで、異文化への親しみや、コミュニケーション能力の素地を育むことを目的とする。

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 業務の場所

発注者が指定する市内こども園（別紙 対象公立こども園 14園）

4. 業務の内容

- (1) 発注者が指定するこども園において、「英語あそび」を行うものとする。
- (2) 上記「英語あそび」に使用する教材の作成を行うものとする。
- (3) 発注者が指定するこども園での、園活動への協力するものとする。
- (4) こども園の保育教諭に対する研修会の企画及び運営を行うものとする。
- (5) 発注者が業務内容の確認等のため、必要となる書類の作成又は提示を求めた場合は、その指示に従うものとする。
- (6) 発注者が必要と認める研修へ参加するものとする。

5. ALTの業務について

- (1) 発注者は、「ALT派遣計画」を作成し、受注者が業務を行うこども園を指定するものとする。
- (2) 「ALT派遣計画」とは、原則、月曜日から金曜日のうち、こども園が開所となる日から、本業務を行うと指定した日を示したものとする。
- (3) 業務の時間は、原則、午前8時30分から午後4時30分までとし、休憩時間を1時間設けるものとする。
- (4) 発注者の都合により、業務の遂行に支障が出た場合は、受注者と協議し、指定する園を調整することができるものとする。
- (5) 受注者の都合により、業務の遂行に支障が出た場合は、発注者と協議し、可能な限り代替日の設定するものとする。
- (6) 業務時間の途中において、業務上、他の施設等へ移動する必要が生じた場合は、原則としてALTが用意する自動車を使用するものとする。また、移動に要した費用については、受注者の負担とするものとする。

6. ALTに必要となる条件について

- (1) 原則、業務を行う日に指定するこども園は2園までとし、各年度における「ALT派遣計画」の業務にあたるALTは、同じALTで行うものとする。
- (2) ALTは、母国語と同等なレベルで英語を話すことができ、日本語で基本的なコミュニケーションをとることが可能であること。

- (3) 教育現場で勤務するにふさわしい資質を有し、業務の規律を遵守するものとする。
- (4) 幼児教育としての「英語あそび」のあり方について理解し、こども園における外国語活動の運営に対応することができること。
- (5) 業務の実施にあたっては、業務を行うこども園の園長の指導のもと、外国語担当者をはじめ他の職員と協力し、協調性をもって行動できること。
- (6) 心身とも健康であること。また、定期的に健康診断を受診し、その証明を提示することができること。
- (7) 園や地域の行事に理解を示し、業務の時間内に行事が行われる場合には、積極的に行事へ参加するよう努めること。
- (8) 発注者が指定するこども園への往来については、ALTが用意する自動車で行うこと。

7. 受注者の業務体制について

- (1) 受注者は、「ALT派遣計画」に基づき、業務の遂行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務の遂行にあたりALTの配置や勤務形態について効率よく連携を図り、弹力的な対応に努めなければならない。
- (3) 受注者は、発注者からの要請があった場合、指定された会議に出席し、本業務に関する状況の報告や意見等の交換を行い、その内容を関係する職員に周知のうえ、円滑な業務の運営ができるよう努めなければならない。
- (4) 受注者は、本業務を行うALTに、長期に渡る業務を遂行できない状況が生じた場合、代替のALTをもって本業務を遂行させることとする。この場合、受注者発注者双方協議のうえ、両者誠意をもって対応し、決定する

8. 業務上の責務について

- (1) 受注者は、業務上知り得た情報を、本業務以外の目的に使用してはならない。また、このことは、当該契約完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務上知り得た園児並びに保護者やその家族等に関する如何なる情報を、関係機関を含め第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、当該職を辞してからも同様とする。
- (3) 受注者は、業務に関する情報等の取り扱いについて、発注者が定める情報公開並びに個人情報保護に関する規定を、遵守しなければならない。
- (4) 発注者は、受注者及び勤務者の責任による個人情報の漏洩が生じた場合は、受注者に対して適切な措置を求めるものとする。

9. 委託料の支払いについて

- (1) 受注者は、毎月、完了届及び月別実施報告書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 委託料の支払いは月払いとし、受注者は、完了届と共に請求書を受注者へ提出するものとする。
- (3) 発注者は、完了届及び月別実施報告書を受領し、検査を完了した後、受注者へ委託料を支払うものとする。

別紙

○対象公立こども園 一覧

1. 城ヶ丘こども園	恵那市大井町8 4 8 - 1
2. 大井こども園	恵那市大井町1 2 4 8 - 3
3. おさしま二葉こども園	恵那市長島町永田4 4 1 - 1
4. やまびここども園	恵那市長島町久須見1 8 2
5. 東野こども園	恵那市東野1 3 4 6
6. みさとこども園	恵那市三郷町野井1 9 6 9 - 1
7. 武並こども園	恵那市武並町竹折1 6 4 8 - 2 5 9
8. 中野方こども園	恵那市中野方町1 8 1 1 - 2
9. 飯地こども園	恵那市飯地町2 6 - 5
10. 岩村こども園	恵那市岩村町1 5 4 5 - 1
11. 山岡こども園	恵那市山岡町上手向1 1 5 5
12. 明智こども園	恵那市明知町3 3 2 - 3
13. 串原こども園	恵那市串原3 2 2 8 - 2
14. 上矢作こども園	恵那市上矢作町下7 2 0 - 1

事業名称 : 恵那市こども園 A L T 業務委託

(仕様書)

施 行 場 所	武並こども園 地内		
設 計 年 月 日		期 間	1096 日間
着 手 年 月 日	令和8年4月1日	完 成 年 月 日	令和11年3月31日

恵那市こども園 A L T 業務委託

設計書

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	1. 園における活動	全14施設	1	式			【参考】令和7年度実施計画 198日（各日2名配置）
	「英語遊び」の実施、教材作成						
	園活動への協力						
	2. 研修の企画・運営等		1	式			
	保育教諭に対する研修	年間1～2回実施					
	発注者の指定する研修への参加	年間3回程度					
	3. 諸経費		1	式			
	管理費						
	書類作成費						
	小計						
	合計	3ヵ年分（小計×3）					
	消費税						
	総合計						